

# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成 に係る講習会資料

---

令和2年 2月 5日

# 本日の講習会プログラム

- 洪水に対する避難確保計画の作成にあたっては、過去の災害教訓、地域の水害特性（既往の水害、洪水ハザードマップ）、避難のために必要な防災情報の入手方法等に関する正しい理解が必要となります。
- 本日の講習会では、これらの詳しい内容について、以下のプログラムによる講習会を行います。

1. 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催目的について

福井県土木部  
砂防防災課

2. 避難確保計画作成の必要性について

3. 段階的に発表する防災気象情報の避難行動への活用について

福井地方気象台

4. 福井県河川砂防情報システムについて

福井県土木部  
砂防防災課

5. 洪水浸水想定区域図について

6. 土砂災害警戒区域について

7. 避難確保計画の作成方法について

敦賀市

8. 今後の予定等

# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成 に係る講習会の開催目的について

---

福井県 土木部 砂防防災課

# 1. 避難確保計画の義務化の背景

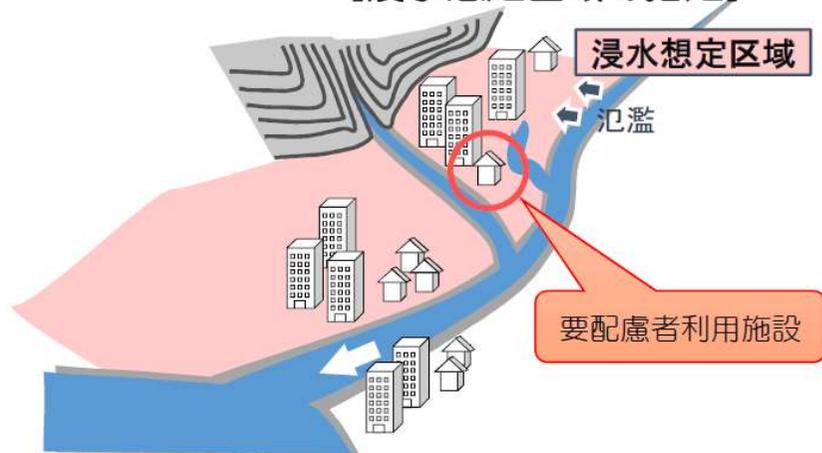
○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正(H29.6)により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表されます。
- ・平成31年3月末時点での要配慮者利用施設(67,901施設)のうち、計画作成済施設は24,234施設(約35.7%)です。
- ・国土交通省では、2021年度(令和3年度)までに作成率を100%とし、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。

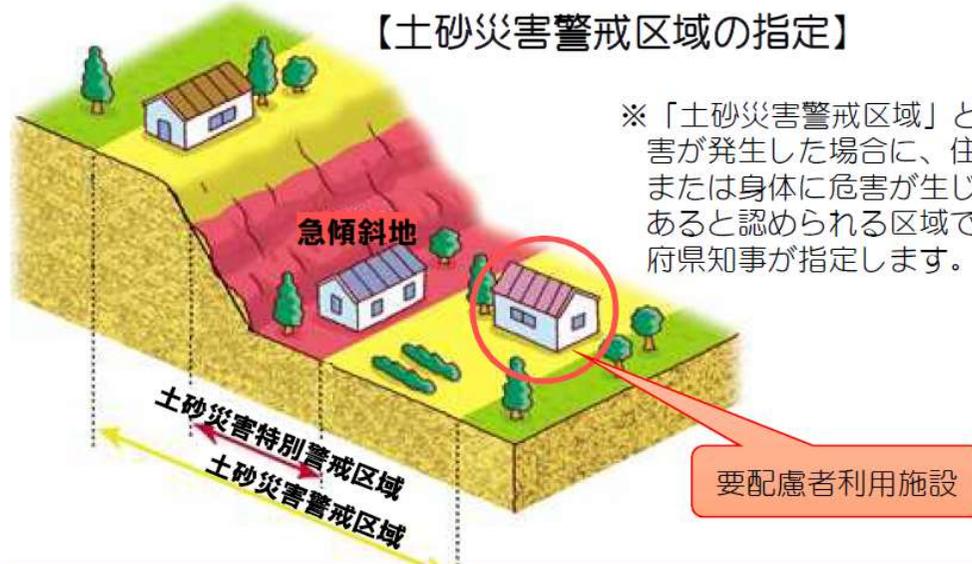
ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

## 2. 講習会開催の目的

- 要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成の義務化を踏まえ、**各施設は速やかな避難確保計画の作成**が求められます。
- 今回の講習会は、避難確保計画作成の支援として、以下を目的に開催します。
  - ① 計画の必要性の理解を深める
  - ② 計画作成の内容や作成方法を学ぶ
  - ③ 計画の充実や見直し・改善を図る

### ◇避難確保計画作成に係る講習会の2ステップ

#### 【ステップ1】

↓ 要配慮者利用施設管理者等の皆様に、避難確保計画作成の必要性等に関する理解を深めて頂くための解説をします。

#### 【ステップ2】

他の参加者との意見・知見の意見交換を行い、自施設の避難確保計画の充実や見直しを図るためのきっかけを提供します。

# 3. 国土交通省による避難確保計画の作成支援方策

- 要配慮者利用施設における確実な避難確保に向け、**避難確保計画の作成率の向上と内容の充実を支援する観点から**、現行の手引き(案)を補足する簡易作成支援ツールとして「**手引き(別冊)**」を公開しています。
- その他、「**計画のひな形**」、「**計画作成のための事例集**」、「**避難計画点検マニュアル**」等を国土交通省HPに公表しています。

### 簡易に作成するための資料

○簡易に作成できるよう、ひな形を新たに提供  
※作成した計画は、的確な内容となるよう訓練等を通じ適宜見直しが必要

入力項目	入力セル	入力例
(施設の情報)		
計画作成年月日	2017年5月19日	2017年1月19日
施設名	特別養護老人ホーム園交橋	特別養護老人園交橋
住所	千代田区大手町1-2-3	千代田区大手町1-2-3
所在市町村名	千代田区	千代田区
		千代田区大手町
利用者	名施設職員5名 利用者10名	
利用者	名施設職員2名 利用者10名	
平日と異なる	平日と同じ/平日と異なる	
利用者	名施設職員5名 利用者10名	
		黒川
		相澤水門

4 防災体制  
運営体制及び別冊本編は、以下のとおり設置する。  
【防災体制建立の判断時期及び役割分担】

体制建立の判断時期	体制	役割内容	対応要員
	注意		
	注意喚起		
	避難実施		

簡易な入力

計画ひな形

### 的確な作成に向けた資料

○手順を追うことでの確に作成できるよう解説を充実

【作成支援】ステップ1  
施設周辺の水害危険性を知る～避難経路作成～

②施設周辺で想定される洪水高を確認する。  
□施設周辺で想定される洪水高は？  
□施設はどのくらい浸水するイメージになりますか？  
0.5m以上の浸水では？  
0.5m以下の浸水では？

③安全な避難場所を設定する。

名称	名称	階層	施設
避難所	□床が低い	□1階	□中層
避難場所	□床が高い	□1階	□中層
避難安全確保	□床が高い	□1階	□中層

手引き(別冊)より

※以下のアドレスから手引きをダウンロードできます。(国土交通省HP)

計画ひな型	<a href="http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201801.doc">http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201801.doc</a>
手引き(別冊)	<a href="http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201712.xlsx">http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201712.xlsx</a>
	<a href="http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_tebiki_suibou201801.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_tebiki_suibou201801.pdf</a>

## 4. 避難確保計画のひな形と手引きについて(洪水等)

○福井県砂防防災課HP:

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/hinantebikikouzui.html>

検索

福井県 避難確保計画



### パンフレット等

施設の所有者・管理者向け (PDF形式 418KB)

#### ●関連ファイルダウンロード

-  パンフレット (施設管理者向け) (PDF形式 417キロバイト)
-  避難確保計画手引き (PDF形式 534キロバイト)
-  避難確保計画手引き (医療機関) (PDF形式 572キロバイト)
-  避難確保計画手引き別冊 (PDF形式 2,053キロバイト)
-  計画様式 (ワード) (Word形式 497キロバイト)
-  計画様式 (エクセル) (Excel形式 267キロバイト)

ここからダウンロード



クリック

# 5. 避難確保計画のひな形と手引きについて(土砂災害)

○福井県砂防防災課HP:

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/hinantebiki.html>

検索

福井県 避難確保計画



福井県

組織・部署から探す | サイトマップ | サイト内検索  検索

暮らし・環境

医療・福祉

しごと・産業

観光・文化

教育・子育て

県政情報

ホーム > 暮らし・環境 > 防災 > 災害に関する普及・啓発 > 土砂災害に関する「避難確保計画」作成について

▼ ガイドナビを開く

いいね! 3

ツイートする

## 土砂災害に関する「避難確保計画」作成について

最終更新日 2016年3月16日 | ページID 014527

### H29土砂災害防止法が改正されました

平成29年6月に土砂災害防止法が改正となり、土砂災害警戒区域等内に立地し、市町の地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設、学校）の所有者または管理者は、避難確保計画の作成および避難訓練の実施が義務付けとなりました。また、作成した避難確保計画は、市町長への報告が義務付けられます。ここでは、要配慮者利用施設の方が避難確保計画を作成する上で、必要となる情報等を提供しています。

### 「土砂災害に関する避難確保計画」の作成フロー

土砂災害に関する避難確保計画は、既存の計画を利用することが可能です。自分の施設が該当するところを選んでください。

- ・ 既存計画「土砂災害避難マニュアル」を作成している場合
- ・ 既存の防災計画等、独自でマニュアル等を作成している場合
- ・ 既存計画がない、または新しく計画を作りたい場合

- ➔ (1)へ
- ➔ (2)へ
- ➔ (3)へ



クリック



#### 防災

- ▶ 災害に関する情報
- ▶ 雪に関する情報
- ▶ 国民保護
- ▶ 消防
- ▶ 災害に関する普及・各種防災計画
- ▶ 防災関係リンク

#### 新着情報

#### (3) 新しく「避難確保計画」を作成される要配慮者利用施設の方

既存計画がない場合等、新しく計画を作成する場合は、県または国どちらの避難確保計画を利用して作成していただいても結構です。

(社会福祉施設、医療施設など)

福井県版 土砂災害に関する避難確保計画 (ひな形) (PDF形式 1139KB)

福井県版 土砂災害に関する避難確保計画 (ひな形) (Word形式 4207KB)

(学校)

福井県版 土砂災害に関する避難確保計画 (ひな形) (学校ver.) (PDF形式 761KB)

福井県版 土砂災害に関する避難確保計画 (ひな形) (学校ver.) (Word形式 5988KB)

福井県版 土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き (PDF形式 4811KB)

ここからダウンロード

# 避難確保計画作成の必要性について

---

福井県 土木部 砂防防災課

# 頻発・激甚化する風水害の被害

年月	災害名	被害の概要
平成23年9月	台風第12号 (新宮川水系)	紀伊半島の一部では総雨量2,000mmを越える大雨となり、新宮川水系では河川整備基本方針の基本高水ピーク流量を上回り、 <b>我が国の観測史上最大の流量(約24,000m<sup>3</sup>/s)を記録</b>
平成24年7月	九州北部豪雨	九州北部豪雨により、福岡県、熊本県、大分県、佐賀県は激しい大雨となり、遠賀川、花月川、合志川、白川、山国川、牛津川において、氾濫危険水位を上回り、 <b>浸水被害等が多数発生</b> 。矢部川において、河川整備基本方針の基本高水のピーク流量を上回る観測史上最大の流量となり、計画高水位を5時間以上超過し、基盤漏水によって堤防が決壊して広域にわたる浸水が発生
平成25年9月	台風第18号 (京都府桂川等)	台風第18号の豪雨により、特に激しい大雨となった京都府、滋賀県、福井県では、 <b>運用開始以来初となる特別警報が発令</b> 。京都府の桂川では、 <b>観測史上最高の水位を記録</b> し、越水による堤防決壊の危機にさらされたが、淀川上流ダム群により最大限の洪水調節が行われるとともに、懸命の水防活動により、堤防決壊という最悪の事態を回避
平成26年8月	広島市の土砂災害	<b>バックビルディング現象</b> により積乱雲が次々と発生し、線状降水帯を形成し、午前1時より <b>3時間で217mm</b> の降水量を記録。避難勧告が発令される前に <b>土砂災害等が発生し、死者77名(関連死3名含む)の甚大な被害</b>
平成27年9月	関東・東北豪雨	関東地方では、台風第18号から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、記録的な大雨となり、栃木県日光市五十里観測所で、観測開始以来、最多の24時間雨量551mmを記録するなど、 <b>各観測所で観測史上最多雨量を記録</b> 常総市で、 <b>鬼怒川の堤防が約200m決壊</b> 。決壊に伴う氾濫により <b>常総市の約1/3の面積に相当する約40km<sup>2</sup>が浸水</b> し、決壊箇所周辺では、氾濫流により多くの家屋が流出するなどの被害が発生。
平成28年10月	台風第7号、第9号、第10号、第11号 (相次いで台風が発生)	<b>北海道への3つの台風の上陸、東北地方太平洋側への上陸は、気象庁統計開始以来初</b> 。 北海道や東北地方の河川で堤防が決壊、越水し、合わせて死者24名、行方不明者5名など各地で多くの被害が発生
平成29年7月	九州北部豪雨、梅雨前線に伴う大雨	福岡県筑後地方北部で積乱雲が次々と発生し、線状降水帯が形成され、 <b>福岡県筑後地方、筑豊筑及び大分県のほぼ全域に大雨特別警報が発表</b> された。桂川、彦山川、大肥川、花月川が氾濫した。土砂崩れ等による大量の流木が流れ、破壊力が増し家屋に大きな被害が生じた 秋田県でも梅雨前線により2日間の降水量が300mmを越える大雨のとなり、雄物川では氾濫危険水位を越え、秋田市の樺川観測所では観測史上最高水位を観測、無堤部から溢水し浸水被害が発生した
平成30年7月	平成30年7月豪雨	梅雨前線が日本付近に停滞し、また台風7号の北上により日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、大雨となりやすい状況が続いた。このため、 <b>西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨</b> となり、6月28日～7月8日までの総雨量が、7月の月降水量平年値の4倍となる大雨になったところがある。 <b>西日本を中心に広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、がけ崩れ等が発生</b> 。 死者237名、行方不明者8名、家屋被害50,470棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。 ※被害情報は平成31年1月9日17時00分時点内閣府資料

# 敦賀市における過去の水害

- 敦賀市では、平成25年9月の台風18や平成29年8月の台風5号の接近に伴う豪雨により浸水や土砂被害が生じています。近年は全国各地で大雨が多発しており、再び大規模な浸水被害が生じる可能性があります。



●平成29年8月台風5号 笙の川増水（旧来迎寺橋付近）



●平成29年8月台風5号 アンダーパス浸水（布田町地係）



●平成25年9月台風18号 土砂災害（縄間地係）

# 1. 避難確保計画作成の必要性

- 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）は、一般的な住民に比較して、**避難等に多くの時間を要する可能性**があります。近年の風水害の被災事例でも、社会福祉施設の**逃げ遅れによる被害**が報告されています。
- 「水害時の適切な避難判断」には「**平常時にどこまでイメージできているか**」が大切な備えとなります。
- 水害時に起こりうる状況をイメージするためには、今回の水防法改正による要配慮者利用施設の所有者等の作成の義務化をきっかけとして、**自施設や周辺の水害リスクについて理解**を深めることが第一歩となります。
- その上で「**どこに**」「**いつ**」「**どうやって**」**避難するか**を検討し、避難確保計画として整理しておくことが、**逃げ遅れによる被害の回避**の助けとなります。

## 2. 避難確保計画作成後の取組

### ■ 計画に位置付けた「やるべきこと」を「できること」に 【訓練】

- ・計画を検討する際は、「やるべきこと(必要性)」の観点が必要ですが、計画作成後は、計画に整理した様々な項目を「できること(着実性)」としていく取組が欠かせません。
- ・水防法改正で計画作成と同時に義務化された「避難訓練」の実施が必要です。

### ■ 災害は、想定どおりに発生してくれるとは限らない 【確認】

- ・避難確保計画は、地区ごと・施設ごとに異なる災害リスクを踏まえて検討・作成が進められますが、災害自体、事前の想定どおりに発生してくれるとは限りません。また災害時の職員体制や施設利用者の体調なども様々であると考えられます。
- ・避難訓練では、「想定外(計画の見落とし)はないか」、「より効果的に避難できる(助かる)ための工夫はないか」といった視点で、作成した計画を確認することが大切です。

### ■ みんなで助け合い、みんなで助かるための見直し 【改善】

- ・避難時の移動や避難先での生活の支援など、災害時に地域との関わりは重要な意味を持ちます。施設単独でできることに加え、他の施設やご近所など、地域との連携によってできることの広がりはないかなどの視点から計画を見直すことも有効です。
- ・災害時にみんなが助かる計画として充実・改善を続けることが大切です。

# 3. 講習会のポイント

## ■座学講習会と担当課職員との意見交換

- ・本講習会は、座学講習会終了後、業種別に分かれて担当課職員と意見交換を行います。疑問点等をその場で解決できますので、より充実した計画が作成できます。

## 【座学講習会】 計画の作成方法を学ぶ

- ・本日は、避難確保計画の作成に必要な情報や作成上のポイントをレクチャーする1.5時間となっています。

## 【意見交換】 計画を充実する

- ・座学講習会で生じた疑問点をその場で解決できますので、より充実した計画が作成できます。
- ・他施設の疑問点を聞くことで、自施設の視点では得られなかった気づきや、他の施設の方との繋がりによる防災行動の広がりなどの機会を得る場となります。